

横浜市大正地区センター指定管理業務 特記仕様書（施設概要及び業務基準）

第1 管理物件の概要

1 施設の特徴

		48	81
22	4	80	

2 施設の概要

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

第2 管理運営業務の基準

1 職員の雇用・配置体制の基準

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

	510	510	510	510
	690	690	690	690
	780	780	780	780
1/3	600	600	600	600
	1, 200	1, 200	1, 200	1, 200

()

()

<ul style="list-style-type: none"> ・本市から委託・依頼・要請等を受けた事業を推進する目的で利用する場合 (例:G30、環境衛生・美化、防犯、防災などを目的としたもの) ・区の自主事業を引き継いだ公益的事業を行う場合 ・指定管理者が地区センターの自主事業等を行うために利用する場合 <p>※本市その他の行政機関から委嘱を受け活動する者がその目的を達するために利用する場合においては、活動助成金の有無やこれまでの減免の状況を考慮して決定する。</p>	利用料金の全額
<p>高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援・青少年の健全育成等を目的に活動する団体がその目的に沿った事業を実施するために利用する場合 (例:配食サービス、食事会、リハビリ教室、健康相談、障害者機能訓練、読み聞かせなど)</p>	利用料金の半額
<p>その他指定管理者が公益上特に必要と認めた場合</p>	利用料金の全額又は半額

(5) 利用の許可

4 7 3

()

()

()

()

(6) 利用申込の期間と優先利用

3 施設の運營業務の基準

(1) 利用受付等

()

()

(2) 各部屋の利用内容

1/2 1/3

(3) 利用要綱

(4) 自主事業

(5) 施設情報の提供、施設のPR

PR

()

()

()

()

()

4 施設の維持管理業務の基準

(1) 建築物保守管理業務

1 60

(2) 設備機器管理業務

60

(3) 清掃業務

(4) 備品管理業務

15,000

(5) 保安警備業務

(6) 外構、植栽管理業務

(7) 環境衛生管理業務

(8) 廃棄物処理業務

5 緊急時等の対応

(1) 急病等への対応

(2) 緊急時の対応

(3) 遺失物、拾得物の処置・保管

6 利用者サービス向上、利用促進等の取組

(1) 利用促進ガイドライン

(2) 施設を使用する場合の条件

()

()

	3,100 900
	1,000 9 1,000 5

()

()

()

	1,000
	2,100
	2,100

()

7 現在設置中の付属物等の扱い

1		48		
		70		
		82	()	
		51		
		38		
		564		300
2		90		63
		44		24
		91		
		49		24
		57		
		34		
		558		
		1686		

